

令和2年第2回 生坂村議会定例会議事録(6月定例会)

1 日目

○報告 8 件

- ・専決処分の承認を求めることについて
(生坂村税条例等の一部を改正する条例)
- ・専決処分の承認を求めることについて
(生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例)
- ・専決処分の承認を求めることについて
(生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- ・専決処分の承認を求めることについて
(生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
- ・専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度生坂村一般会計補正予算(第6号))
- ・専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度生坂村一般会計補正予算(第1号))
- ・専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度生坂村一般会計補正予算(第2号))
- ・令和元年度生坂村一般会計繰越明許費について

○事件案 1 件

- ・長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

○条例案 6 件

- ・生坂村税条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案
- ・生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

○補正予算案 2 件

- ・令和2年度 生坂村一般会計補正予算(第3号)
- ・令和2年度 生坂村簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情等、委員会付託
- ・散会

| | |
|------------------------|------|
| ・開会 | 4 P |
| ・提案理由の説明・理事者のあいさつ | 5 P |
| ・報告の朗読説明 | 8 P |
| ・質疑討論、報告分の採決 | 10 P |
| ・報告、事件案、条例案、補正予算案の朗読説明 | 12 P |
| ・総括質疑・議案の委員会付託 | 16 P |
| ・請願・陳情等の提出、委員会付託 | 17 P |
| ・散会 | 17 P |

令和2年第2回 生坂村議会定例会議事録

【1日目】

令和2年6月10日
午前10時開会

◎議事日程

| 日程 | 議案番号 | 事 件 名 |
|----|--------|---|
| | | 開 会 |
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | 報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて (生坂村税条例等の一部を改正する条例) |
| 4 | 報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて (生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例) |
| 5 | 報告第3号 | 専決処分の承認を求めることについて (生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例) |
| 6 | 報告第4号 | 専決処分の承認を求めることについて (生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例) |
| 7 | 報告第5号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和元年度生坂村一般会計補正予算【第6号】) |
| 8 | 報告第6号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度生坂村一般会計補正予算【第1号】) |
| 9 | 報告第7号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和2年度生坂村一般会計補正予算【第2号】) |
| 10 | 報告第8号 | 令和元年度生坂村一般会計繰越明許費について |
| 11 | 議案第40号 | 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 12 | 議案第41号 | 生坂村税条例の一部を改正する条例案 |
| 13 | 議案第42号 | 生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 14 | 議案第43号 | 生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 15 | 議案第44号 | 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 |
| 16 | 議案第45号 | 生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 17 | 議案第46号 | 生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案 |
| 18 | 議案第47号 | 令和2年度生坂村一般会計補正予算【第3号】 |
| 19 | 議案第48号 | 令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第1号】 |
| 20 | | 総括質疑 |
| 21 | | 議案の委員会付託 |

| 日程 | 議案番号 | 事 件 名 |
|----|------|--------------|
| 22 | | 請願・陳情等について |
| 23 | | 請願・陳情等の委員会付託 |
| | | 散 会 |

出席議員（8名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 望月典子君 | 2番 | 太田譲君 |
| 3番 | 一ノ瀬貞男君 | 4番 | 宇引文威君 |
| 5番 | 瀧澤龍一君 | 6番 | 平田勝章君 |
| 7番 | 吉澤弘迪君 | 8番 | 市川寿明君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------|--------|
| 村 長 | 藤澤泰彦君 | 振興課長 | 中山茂也君 |
| 副 村 長 | 牛越宏通君 | 健康福祉課長 | 山本かづ子君 |
| 教 育 長 | 樋口雄一君 | 住民課長 | 松沢昌志君 |
| 会 計 管 理 者 | 藤澤正司君 | 教育次長 | 山本雅一君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 平野公恵君 | 書 記 | 眞島弘光君 |
|--------|-------|-----|-------|

◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。村民憲章の唱和を全員で行いますので、起立のうえ、村章の方を向いてください。

「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここで、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。では、1 番、望月議員の後にご唱和をお願いします。

○1 番（望月典子君） 朗読

○議長（平田勝章君） 着席願います。

◎開 会（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） これより、令和 2 年第 2 回、生坂村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。6 月定例会は、クールビズで行います。暑いようでしたら、背広等はお脱ぎください。また、新型コロナウイルス等 感染症予防のため、マスク着用をお願いいたします。また、一時間ごとに休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願い致します。

○議長（平田勝章君） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎報 告（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり 議員を派遣しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から令和 2 年 4 月分に関する、現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長席に置きましたので、ご覧ください。

◎日程 1 ・会議録署名議員の指名（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により

2 番 太田議員

3 番 一ノ瀬議員 を指名いたします。

◎日程 2 ・会期の決定（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2 ・会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 17 日までの 8 日間をしたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日から 6月17日までの8日間に決定しました。
-

◎提出議案の報告（午前10時04分）

- 議長（平田勝章君） ご報告いたします。本定例会に提出されております案件は、
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
(生坂村税条例等の一部を改正する条例)
 - 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
(生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例)
 - 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
 - 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和元年度生坂村一般会計補正予算【第6号】)
 - 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度生坂村一般会計補正予算【第1号】)
 - 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度生坂村一般会計補正予算【第2号】)
 - 報告第8号 令和元年度生坂村一般会計繰越明許費について
 - 議案第40号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
 - 議案第41号 生坂村税条例の一部を改正する条例案
 - 議案第42号 生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
 - 議案第43号 生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
 - 議案第44号 生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
 - 議案第45号 生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案
 - 議案第46号 生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
 - 議案第47号 令和2年度生坂村一般会計補正予算【第3号】
 - 議案第48号 令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第1号】
- の、報告8件、事件案1件、条例案6件、令和2年度補正予算案2件の計17件であります。
-

◎提案理由の説明（午前10時07分）

- 議長（平田勝章君） ここで、理事者より提案理由の説明、並びに挨拶を求めます。
- 村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さん、おはようございます。それでは、令和2年第2回生坂村議会6月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今年ももうすぐ梅雨の時季となり、湿度の高い日が続き、雨が多く土砂災害等が心配な季節となりました。議員各位に於かれましては、何かとご繁忙の折、全員のご出席を賜りありがとうございます。平素は、村政運営に対しましてご指導・ご鞭撻をいただいておりますことに感謝申し上げます次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策の支援事業につきましては、議員各位のご了解をいただきまして、当村独自の支援策として、4月下旬から子育て支援定額給付金、生活応援商品券など、5つの支援事業を行ってまいりました。

また、先日議会の承認をいただき、生活支援交付金の要綱を変えて、大学、専門学校等に在学している学生で、対象者一人につき3万円を交付します「新型コロナウイルス感染拡大に係る学生支援給付金」も交付することになりました。

そして、特別定額給付金につきましては、オンライン申請は5月1日から受け付けを開始し、郵送での申請書発送は5月7日に行い、翌日8日から受け付けを開始いたしました。

給付につきましては5月15日に153件で39,900千円の給付から始まり、本日6月10日には全体で677件、165,900千円になり、給付額の95.5%の給付が完了いたします。申請の内、電子申請については10件でありました。

現在は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、「新しい生活様式」として、一人ひとりが感染防止の3つの基本であります「身体的距離の確保」「マスクの着用」「手洗いや3密を避ける」などの対策を取り入れた生活様式を実践することが求められております。

そのために、役場の勤務状況と会議等の身体的距離を確保するために、今定例会に、役場、村民会館の改修費を計上させていただきました。

そして、毎年度5月から6月にかけて、13年連続開催しておりました村政懇談会は、今年度、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見送り、全戸に配布しました「いくさか村づくり計画」の概略版に沿って、今年度の当初予算、4つの重点事業と新規事業など、当計画の変更点を中心に、ICNで説明をさせていただきました。今後も、村民の皆さんのご意見、ご要望等の把握に努めるため、村民の皆さんの負託をいただいた議員各位及び区長会などの各種会議や頼りにされております地区担当職員、地域支援等のいくさか大好き隊員からも、村民の皆さんのご意見、ご要望を把握している状況でありますので、引き続き村民の皆さんとの対話を重視した村政運営と情報公開の取組に努めてまいりたいと考えております。

次に、今年度も県の「地域発 元気づくり支援金」で実施します、村名申請の4件と団体申請2件の併せて6件に対してましては、申請事業全部と申請額満額の採択をいただき、15,377千円の支援金を交付していただけることになり、総事業費20,196千円で各種事業を実施してまいります。しかし、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、計画通り事業ができない企画がありますので、松本地域振興局に相談しながら事業を実施し、この元気づくり支援金事業で、村民の皆さんが協働による事業を実施していただき、さらに地区、村の活性化、村民の皆さんの生き甲斐づくりに結びつけ、村内外に生坂村の元気と活気を発信していただきたいと願うところでございます。

また、昨年度から農村集落活性化支援事業の次の事業として取り組んできました「山村活性化対策事業」につきましては、支援交付金10,000千円を採択していただきました。生坂村農林水産物生産者組合が事業実施主体になりますが、生坂農業未来創りプロジェクト会議、農業公社、

お父さん頑張る会など多くの団体等のご協力をいただき、多様な地域の素材を活用した6次産業化の推進等の農業振興を実践し、道の駅「いくさかの郷」を核とした地域振興策を図り、農産物の販売額の増加や人材育成、さらには新規就農者の定住につなげることを目指すとともに、当村の豊かな自然や風土等の観光資源を生かした取組や情報発信などに取り組んでまいります。

今年度は第6次総合計画と第2期「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の初年度となりますことから、生坂村と各地区の活性化や人口減少の抑制を図るなどの生坂創生のために、さらに各施策を進めていかなければなりません。新型コロナウイルス感染症の中、ウイズコロナの時代を工夫しながら、乗り越えていかなければならないなど、多くの課題を解決、または方向性を見出していかなければならないと考えている次第でございます。それには、村民の皆さんが絆を大切に、地区、村を守り育てていこうという責任感を共有していただきますとともに、村政運営に対して、引き続きのご理解とご協力をお願いしながら、協働による村づくりを継続していかなければと考える次第でございます。どうか、議員各位に於かれましても、生坂村のために格別なるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に上程させていただきました議案は、報告8件、事件案1件、条例案6件、補正予算案2件の計17件であります。

報告第1号から第4号までの専決処分の承認を求めることについては、関係法令の改正及び新型コロナウイルス感染症緊急対策に伴うことにより、関係部分の改正を行う条例の一部改正であります。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて。この専決処分は、令和元年度生坂村一般会計補正予算第6号で、既定額に39,427千円を追加して、総額を2,118,550千円とする補正予算であります。内容は、3月交付分の特別交付税確定等による補正であります。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて。この専決処分は、令和2年度生坂村一般会計補正予算第1号で、既定額に32,863千円を追加して、総額を1,945,863千円とする補正予算であります。内容は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う住民の生活支援に関する、村単独事業として予算計上しております。

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて。この専決処分は、令和2年度生坂村一般会計補正予算第2号で、既定の額に179,770千円を追加して、総額を2,125,633千円とする補正予算であります。この補正予算は新型コロナウイルス感染拡大に伴う、住民の生活支援に関する国で行なう事業を予算計上しております。

報告第8号 生坂村、失礼しました。令和元年度生坂村一般会計繰越明許費について。この報告は、令和元年度生坂村一般会計の繰越明許費について、地方自治法第213条第1項の規定により報告するものであります。

議案第40号 長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に。この議案は長野県町村公平委員会から東筑摩郡筑北保健衛生施設組合の脱退に伴い、規約の一部を変更するために議会の議決を求めるものであります。

議案第41号から議案第46号の条例案は、関係法令等の改正及び新型コロナウイルス感染症緊急対策に伴うことにより、関係部分の改正を行う条例の一部改正であります。

議案第47号 令和2年度生坂村一般会計補正予算【第3号】。この予算案は、既定額に127,793千円を追加して総額を2,253,426千円とし、地方債の借入限度額を24,400千円増額する補正予算であります。

議案第48号 令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第1号】。この予算案は、既定額に790千円を追加して総額を76,090千円とする補正予算であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程 3・報告第 1 号（午前 10 時 07 分）

○議長（平田勝章君） 日程 3、報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて「生坂村税条例等の一部を改正する条例」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

こちらにつきましては、地方税法等の一部改正によりまず一部改正となります。主な改正の概要にて説明に代えさせていただきたいと思っております。第 1 条の主な改正につきましては、まず個人住民税での未婚、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しで、婚姻歴の有無や性別にかかわらず生計を一にする子を有する単身者について同一の控除を適用するものになります。次に固定資産税ですが、所有者不明土地に係る所有者情報の円滑な把握や課税の公平性の確保をするため、現に所有している者の申告の制度化と使用者を所有者とみなす制度を拡大する改正となります。次にたばこ税ですが、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しに関する改正となりまして、2 回に分けて段階的に実施するものとなります。

第 2 条につきましては、地方税法の改正に伴う字句、適用条項の改正で令和 4 年 4 月 1 日からの施行となります。

第 3 条につきましては、平成 31 年条例第 5 号生坂村税条例等々の一部を改正する条例の改正となりますが、新しい年号に対応した改正となります。説明は以上です。ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終ります。

◎日程 4・報告第 2 号、日程 5・報告第 3 号（午前 10 時 23 分）

○議長 お諮りします。日程 4、報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例」、日程 5、報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の 2 件を一括して議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、報告第 2 号と報告第 3 号の 2 件を一括して議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

条例の主な改正点について説明をさせていただきます。こちらの専決処分につきましては、生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例で、新型コロナウイルス感染症緊急対策に伴います傷病手当金の支給について早期に対応するための条例の一部改正となっております。

第3条の1項につきましては、支給対象の日数について明記をされております。療養のため労務に従事することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、就労に服することができない期間についてという事でございます。第2項につきましては、支給額についてです。こちらにつきましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計を就労日数で割り、そこに3分の2を掛け支給対象となる日数を乗じたもので計算をされております。第3項につきましては、傷病手当の支給期間について、支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとするというものでございます。第4条1項では、対象者が給与等を受け取ることができた場合、第2項により算定される額より少ない時はその差額を支給するというものでございます。以上で報告第2号生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

続きまして報告第3号、専決処分の承認を求める事について説明をさせていただきます。こちらの条例につきまして、主な改正点について説明をさせていただきます。国民健康保険税条例の一部を改正する条例で令和2年4月1日から地方税法の一部を改正する法律の施行によりまして、生坂村国民健康保険税条例の関係部分の改正を行うものです。改正内容につきましては、医療分、介護納付金分の課税限度額の引き上げと、低所得者の国保税軽減措置の対象を拡大するため5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを改正するものであります。こちら保険税の基礎課税額に係わる課税限度額を61万円から63万円に引き上げます。また、保険税の介護納付金課税額に係ります課税限度額を16万円から17万円に引き上げるものでございます。次、5割軽減に関しましては乗ずる金額を28万円から28万5千円に引き上げるものでございます。2割軽減に関しましては乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げるものでございます。

以上で報告第3号、生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。ご承認賜りますよう、よろしくお願い致します。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程6・報告第4号（午前10時23分）

○議長（平田勝章君） 日程6、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて「生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

朗読を省略いたしまして、概要にて説明とさせていただきます。新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策として、国からの要請に基づき被保険者に対し傷病手当金の支給に関する事務を行うため、第2条に1号を加える改正となります。

説明は以上であります。ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程7・報告第5号～日程9・報告第7号（午前10時32分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。日程7、報告第5号から日程9、報告第7号までの専決処分の承認を求めることについて「令和元年度生坂村一般会計補正予算【第6号】」、「令和2年度生坂村一般会計補正予算【第1号】及び【第2号】」の3件を、一括して議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、報告第5号から報告第7号の3件を一括して議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。ここで15分間の休憩をとりたいと思っております。再開は11時20分とします。

○議長（平田勝章君） 11時20分となりましたので再開したいと思います。

◎質疑・討論（午前10時23分）

○議長（平田勝章君） 報告第1号から報告第7号までの、報告7件について朗読説明が終了しましたので、質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。初めに、質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 次に、討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） なければ、質疑・討論を終結します。

◎採決（午前 11 時 17 分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。報告第 1 号、専決処分の承認を求めることについて「生坂村税条例等の一部を改正する条例」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、報告第 1 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、報告第 2 号、専決処分の承認を求めることについて「生坂村国民健康保険条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、報告第 2 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、報告第 3 号、専決処分の承認を求めることについて「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、報告第 3 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、報告第 4 号、専決処分の承認を求めることについて「生坂村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、報告第 4 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、報告第 5 号、専決処分の承認を求めることについて「令和元年度生坂村一般会計補正予算【第 6 号】」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、報告第 5 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、報告第 6 号、専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 1 号】」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、報告第 6 号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて「令和2年度生坂村一般会計補正予算【第2号】」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、報告第7号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程10・報告第8号（午前11時20分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程10、報告第8号「令和元年度生坂村一般会計繰越明許費について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

○議長（平田勝章君） なお、この報告第8号「令和元年度生坂村一般会計繰越明許費について」は、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

◎日程11・議案第40号（午前11時24分）

○議長（平田勝章君） 日程11、議案第40号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程12・議案第41号（午前11時26分）

○議長（平田勝章君） 日程12、議案第41号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

主な改正の概要にて説明とさせていただきます。第1条では徴収の猶予制度の特例といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入が減少し、納付が困難な事業者等に対し無担保且つ延滞金なしで1年間納税を猶予するものであります。

次に固定資産税では、中小事業者等が所有する償却資産と事業用家屋にかかる固定資産税の軽減措置と、新規に設備投資を行った中小事業者を支援するため生産拡張の実現に向けた特例措置の適用対象に一定の事業用家屋及び構造物を加えるものとなります。軽自動車税では、環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長するものとなります。

第2条におきましては、イベントを中止などをした主催者に対する払い戻し請求権を放棄した方の寄付金控除の適用と、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応となります。最後のページをご覧くださいと思います。附則、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。説明は以上であります。ご審議賜りますよう、よろしくお願い致します。

◎日程13・議案第42号、日程14・議案第43号（午前11時29分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。日程13、議案第42号「生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」、日程14、議案第43号「生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」の2件を、一括して議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議案第42号、議案第43号の2件を一括して議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

[教育次長 山本雅一君 朗読説明]

（議案第42号）条文の方は省略させていただきます、要旨のみの説明とさせていただきます。

子ども子育て支援新制度におきまして、市町村が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に対して給付を行う事となっており、村では子ども子育て支援法に基づき、その施設及び事業者が給付を受ける上で充たすべき運営基準を条例で定めております。この条例で定めるにあたって内閣府令で定める基準に従う、又は参酌することとされております。この従う基準とされている特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が見直し等により改正されており、当村の条例はこの基準府令にならって制定されていることから同様に一部改正をするものであります。

（議案第43号）条文の方は省略させていただきます、要旨の説明をいたします。

市町村は児童福祉法におきまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を条例で定めなければならないと規定されております。この条例で定めるにあたっては、厚生労働省令で定める基準に従う、又は参酌することとされております。この従うべく基準とされている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が見直しにより改正されており、当村の条例はこの基準省令にならって制定されていることから同様に一部改正を行うものであります。

各条令とも公布日につきましては、公布の日から施行という形になります。以上2件であります。よろしくご審議を賜りますようお願い致します。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 15・議案第 44 号、日程 16・議案第 45 号（午前 11 時 33 分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。日程 15、議案第 44 号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、日程 16、議案第 45 号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」の 2 件を、一括して議題にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議案第 44 号、議案第 45 号の 2 件を一括して議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明〕

条例の方は省略させていただきます。主な改正点について説明をさせていただきます。

（議案第 44 号）この主な改正点につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によります収入の減少のあった方の国保税の減免を行うものであります。

（議案第 45 号）こちら主な改正点につきましては、第 2 条の 2 項につきましては、この条例案は所得税（消費税）10 パーセントの引き上げに伴います低所得者の保険料軽減強化を図るものでございます。この保険料の減額還付については、令和元年 10 月の消費税率 10 パーセントの引き上げに伴いまして実施する事とされていたところ、令和元年度においては完全実施までの 2 分の 1 の減額幅の基準を定めておりました。今般、令和 2 年度からの消費税率 10 パーセントの引き上げの満年度化に伴い保険料軽減を完全実施することとなったため、当該減額に係る基準を定めるものであります。

次に第 11 条第 2 項につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策によります保険料額減免に対応するものでございます。以上、朗読説明させていただきます。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 17・議案第 46 号（午前 11 時 37 分）

○議長（平田勝章君） 次に日程 17、議案第 46 号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

条文につきましては朗読は省略させていただき、改正要旨また改正部分についての説明をさせていただきます。

この条例改正は、非常勤消防団員等に係わる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、傷害補償にかかわる補償基準額についての改正、また民法の一部改正に伴い障害補償年金等の算定に用いる利率の改定を行うものであります。

改正内容は、第 1 条では字句の改正及び補償基礎額を各団級及び勤務年数により 100 円から 20 円増額改正をしております。第 2 条では障害補償年金等の算定する利率を 100 分の 5 を事故発生時における法定利率に改定する内容であります。附則につきましては、施行また適用期日、そして経過措置を定めております。説明は以上です。ご審議よろしくお願い致します。

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 18 ・ 議案第 47 号（午前 11 時 39 分）

○議長（平田勝章君） 日程 18、議案第 47 号「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

[教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。ここで昼食のため休憩にしたいと思います。再開は13時10分とします。

◎日程19・議案第48号（午後1時10分）

○議長（平田勝章君） 再開します。日程19、議案第48号「令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第1号】」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程20・総括質疑（午後1時15分）

○議長（平田勝章君） これより、日程20、総括質疑に入ります。議案第40号の事件案1件、議案第41号から議案第46号までの条例案6件、議案第47号と、議案第48号の、令和2年度補正予算案2件、計9件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（平田勝章君） 質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

◎日程21・議案の委員会付託（午後1時15分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程21、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したい

と思います。議案第 40 号の事件案 1 件、議案第 41 号から議案第 46 号までの条例案 6 件、議案第 47 号と、議案第 48 号の、令和 2 年度補正予算案 2 件、計 9 件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって 9 議案を、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程 22 ・ 請願・陳情の提出（午後 1 時 16 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 22、請願 2 第 1 号「義務教育費国庫負担金制度の堅持・拡充を求める請願書」、陳情 2 第 2 号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出を求める陳情書」の 2 件を議題とします。

◎日程 23 ・ 請願・陳情の委員会付託（午後 1 時 16 分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。ただ今、議題となっております、日程 22 の請願 1 件、陳情 1 件の内容は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。よって、日程 22 の請願 2 第 1 号及び陳情 2 第 2 号は、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。ここで、事務局に常任委員会付託案件表を配付させますので、しばらくお待ちください。

〔事務局配付〕

◎散 会（午後 1 時 17 分）

○議長（平田勝章君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。次の本会議は、6 月 17 日 水曜日、午前 10 時から再開し、一般質問、委員長報告、及び追加議案の説明、討論、採決等を行います。本日は、これにて散会いたします。

○議長（平田勝章君） 起立。礼。大変ご苦勞様でした。



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年6月10日

議長 平田 勝章

署名議員 友田 裕

署名議員 一ノ瀬 貞男



令和2年第2回 生坂村議会定例会議事録（6月定例会）

8日目

- ・再開
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 4人
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・議事日程の追加

追加議案

議員提出議案2件

質疑、討論、採決

議員派遣の件

- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会

| | |
|-----------|------|
| ・一般質問 | 22 P |
| 瀧澤龍一議員 | 22 P |
| 一ノ瀬貞男議員 | 29 P |
| 字引文威議員 | 33 P |
| 望月典子議員 | 38 P |
| ・委員長報告 | 40 P |
| ・質疑、討論、採決 | 44 P |
| ・追加議案 | 46 P |
| ・提案理由の説明 | 46 P |
| ・採決 | 47 P |
| ・発議 | 47 P |
| ・質疑、討論、採決 | 48 P |
| ・議員派遣の件 | 49 P |
| ・継続審査の申出 | 49 P |
| ・村長あいさつ | 49 P |
| ・閉会 | 50 P |

令和2年第1回 生坂村議会定例会

令和2年3月13日
午前10時 再開

【8日目】◎議事日程

| 日程 | 議案番号 | 事 件 名 |
|----|------|-----------------|
| | | 再 開 |
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 一般質問 |
| 3 | | 委員長報告 |
| | | 質疑・討論・採決 |
| 4 | | 閉会中の継続審査及び調査の申出 |
| | | 閉 会 |

【8-追1】

| 日程 | 議案番号 | 事 件 名 |
|----|----------|---------------------------------|
| 1 | 議案第 49 号 | 生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 2 | 議案第 50 号 | 生坂村教育委員の任命について |
| 3 | 発議第 2 号 | 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について |
| 4 | 発議第 3 号 | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について |
| | | 質疑・討論・採決 |
| 5 | | 議員派遣の件 |

出席議員（8名）

| | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 望月典子君 | 2番 | 太田讓君 |
| 3番 | 一ノ瀬貞男君 | 4番 | 宇引文威君 |
| 5番 | 瀧澤龍一君 | 6番 | 平田勝章君 |
| 7番 | 吉澤弘迪君 | 8番 | 市川寿明君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------|-------|--------|--------|
| 村長 | 藤澤泰彦君 | 振興課長 | 中山茂也君 |
| 副村長 | 牛越宏通君 | 健康福祉課長 | 山本かづ子君 |
| 教育長 | 樋口雄一君 | 住民課長 | 松沢昌志君 |
| 会計管理者 | 藤澤正司君 | 教育次長 | 山本雅一君 |

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|-------|----|-------|
| 議会事務局長 | 平野公恵君 | 書記 | 眞島弘光君 |
|--------|-------|----|-------|

◎再開（午前10時00分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。

○議長（平田勝章君） これより、令和2年第2回生坂村議会定例会を再開いたします。

○議長（平田勝章君） 本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスク着用をお願いいたします。また、一時間ごとに休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。なお、報道関係者より取材の申し出がありましたのでこれを許可します。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎日程1・会議録署名議員の指名（午前10時01分）

○議長（平田勝章君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

4番 字引議員、

5番 瀧澤議員 を指名します。

◎日程2・一般質問（午前10時01分）

○議長（平田勝章君） 日程2、一般質問を行います。受け付け順に、発言を許可いたします。最初に、5番 瀧澤 議員。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 5番、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 5番議員の瀧澤龍一です。通告に基づき質問を行います。

今回は、教育現場でのICT活用状況について質問をします。新型コロナウイルス感染対策として小中学校における臨時休校の影響で、オンライン教育活用の需要が高まり、全国でオンライン教育の導入に関する報道がされるようになりました。県内でも新型コロナウイルス感染の第2波、第3波も予想されることから、オンライン学習に対する環境整備の為に補正予算をこの6月定例に計上する所も出ております。平成28年6月定例会でICT教育や英会話教育の必要性を提案し9月定例でICT教育や英会話教育等の授業には教員の専門性が必要で「教員配置事業」を活用しての専門知識のある教員配置を提案しました。この時村長はICT教育について、「小学校に導入されるタブレットを活用するため、ICT教育に堪能な教員を募集し、タブレットを活用した授業の工夫であったり、デジタル教科書導入を見据えた活用の研究、ICTを利用した遠隔地との学校との交流、また導入ソフトの活用として、算数ドリル・漢字練習・家庭学習等への活用、ICTを活用しての英語学習など、様々な学習への活用が可能になるかと思われる。しかし教職員の中でICT教育に堪能な教員がいなければ、せっかく高額な機器を導入しても、宝

の持ち腐れとなってしまう。専門知識のある教員がいることで、ICTを使つての学習の充実、全体の教員の軽減負担、負担軽減にも繋がると思う」と述べております。そして翌年ICTの専門知識のある教員の配置がされ3～4年が経過しております。村長の教育現場におけるICTの活用、環境整備は他市町村よりも早い対応がされたと思います。そこでICTを活用した教育の現状について説明を求めます。

最初に、オンライン授業の基盤ともなりますタブレットを活用した授業の工夫・デジタル教科書導入を見据えた活用の研究、このような事についてどのような経過で対応され現在に至っているのか説明を求めて最初の質問とします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番、瀧澤議員のご質問にお答えをいたします。

タブレットを活用した授業の工夫・デジタル教科書導入を見据えた活用の研究の現状についてという事でございますが、教育現場におけるICT活用の推進に関しましては、平成28年9月定例会における議員のご質問に答弁しましたとおり、県教委が実施します「市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業」に申請し、結果として、小学校にICT活用に堪能な手塚教諭を配置することができました。手塚教諭の勤務は、平成29年度から昨年度までの3年間となりましたが、その間、生坂村におけるICT教育を推進し、他の教員の負担軽減等にも取り組んでいただきました。教育委員会からの報告によりますと、手塚教諭の指導等もありまして、小中学校全ての教員が授業等でICT機器を活用しており、児童・生徒がICTに触れる頻度も増えてきております。小学校では、国語・算数・英語のデジタル教科書を使用して、紙の教科書にはない音声・画像・動画を取り入れた授業を行っておりますし、中学校では、体育の授業においてタブレットで友達の演技を撮影して評価しあったり、生徒が調べ学習でパソコンを活用し、かしわ祭や北海道標津町交流事業報告会のプレゼン資料等も作成をしている状況でございます。こういった状況でございますので、ICT活用について一定の成果は出ているものと認識をしております。また今年度中には、国の補助金を活用し、小中学生全員に1人1台のパソコンを整備する予定としておりますが、ICT機器の導入というハード面の整備だけで子どもたちの学力が伸びる訳ではありませんので、教育委員会と協力し、引き続き、教員の方々のICT活用能力の底上げを図ってまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） ICTに堪能な教諭を採用し、ICT教育の推進を図ってきた事で、小中学校での教員や児童生徒がICT機器に触れる機会が増えている状況やICT機器を活用した授業内容の説明をして頂きました。ICTに堪能な先生が昨年で転向されたようですが、教員は移動がありICT機器の活用に慣れたところには転勤、なれない教諭が転入という事が起こると思います。長野県教委は「令和2年度市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業」を実施すると発表されたようですが、今年度は申請はされたのでしょうか。またする予定はありますか。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは瀧澤議員の再質問についてお答えいたします。

昨年度、手塚先生が異動となる予定でございましたので、令和2年度の教員配置の申請事業という事で同様のICTが得意な先生のような方を是非生坂教育にという事で申請をしたところでもございましたが、令和2年度の配置につきましては手を挙げていただく先生がいらっしゃらなかったという事で、今年度は異動の対象となる先生はいらっしゃいませんでした。来年度、令和3年度につきましても多分同様の事業を継続して実施されることと思っておりますので、その際につきましても生坂村が教育委員会として申請の方を挙げていきたいと思っております。以上でございます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 残念な事に教員がいなかったという事ですが、まあこれも結構競争率が高いようですので、また再度お願いしたいと思います。

次に小規模校のデメリットとなる大勢の人の考え方を知る事が出来ないといった問題を補うことが出来るとして私も提案したんですが、ICTを利用した遠隔地との学校との交流について現在の対応について説明を求めます。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは「ICTを利用した遠隔地の学校との交流について」のご質問でございます。

議員がご指摘されておりますとおり、当村のような小規模学校の課題としましては、大勢の人の考え方を知ることができず、人間関係も固定化してしまい、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくいという点が挙げられております。これまでの小中学校のICT活用につきましては、学校内の対面型授業を主に進めてきておりましたので、遠隔地の学校との交流事業につきましては引き続き今後の課題となっているところでございますが、交流することによりまして、児童生徒が、多様な考え方を知ることや大人数の中での発言等の経験を積むことが期待できますので、近隣の学校あるいは北海道標津町の学校を候補として考え、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 遠隔地の学校との交流は、実施に向けて検討するレベルであるとの回答ですが、小規模学校でのデメリットを解消する手段としてすでに小規模校では18年とかその頃からもう実施されている所があり効果が出ている報告もございます。遠隔地との学校交流授

業の必要性は4年前から私も提言しておりましたが、ちょっとフォローが足りなくて現在このような状況という事はちょっと残念に思います。遠隔地学校として交流のある北海道標津町とICTによる交流がされていれば、今回のコロナウイルス感染対策で訪問が中止となっても、遠隔地授業でのお互いの地域の良さを発表するような企画が出来れば直接目で見ることが出来なくとも交流は深待ったのではないかと、また遠隔授業は学校以外でも学校とつながって学べるツールになると考えます。まあこの辺の事を考えて実現はいつ頃とお考えでしょうか、教育長。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（樋口雄一君） それでは瀧澤議員の再質問についてお答えいたします。

昨年度標津町の交流事業を実施した際に、標津町教育委員会等の担当者の方に対しまして私や次長等からも、今後そういったICTを利用した交流事業についても実施していきましょうという事で投げ掛けは行っている経過がございます。先ほど村長の答弁にもございましたとおり今年度国の補助金を活用してタブレットの方を児童生徒一人1台整備するという事に今進めておりますので、そういった機器を活用させていただいたうえで交流事業の方も是非実現できるように検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まあ2018年にですねえ、下伊那郡喬木村ではこういった遠隔地事業みたいな形でですねえ教育アワード文部科学賞大臣賞を受賞しております。また伊那市もですねえ、新山小学校、この辺のところも同じような事で奨励賞を受賞している、まあ2018年頃からもう既にやっておりますので、こういった所を参考にしてですねえ、是非進めていただければと思います。活用状況の最後に、今回のような臨時休校に対応できると考えられる導入ソフトの活用で、算数ドリル・漢字練習・家庭学習等への活用やICTを活用しての英語学習について説明を求めます。

○教育長（樋口雄一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（樋口雄一君） 家庭学習への活用やICTを活用した英語学習についての質問でございますが、現在、小学校におきましては、eライブラリーという学習支援サービスソフトを導入しております。このサービスにつきましては、ネット環境がある各家庭からも利用できるようになっております。そのため、今回の新型コロナウイルス拡大防止における学校休業時に、数名の児童が家庭学習時にこのサービスを活用したという事をお聞きしております。

しかしながら、そういった家庭学習時におけるICT活用実績はまだわずかでありまして、また、今回の臨時休業のような緊急時には、ICTを活用した対応が効果的であると思われまので、先ほど申し上げましたとおり、今後各学校に整備を予定しております1人1台の端末を、持ち帰って英語等も含めた各教科の家庭学習に有効に活用できるように、また家庭内での保管やセ

セキュリティ等にも十分留意した方策を考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） まあ一人一台の端末が導入されると家庭学習にICTを利用することが急速に広まると考えられます。教育長が言われるように保管やセキュリティ対策等十分考慮して活用されることを望みます。

次に、今回の小中学校臨時休校に対するオンライン授業の対応はされたのか。また、オンライン授業や家庭学習へのICTを活用する為には、インターネット環境が備わっていなければなりません。小中学校児童生徒のインターネット環境の調査はされているかお聞きします。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それではお答えいたします。

今回の臨時休業に対するオンライン授業の対応と、小中学校児童生徒のインターネット環境調査という事でございます。

今回の臨時休業に対しまして、オンライン授業の対応につきましては、今回の臨時休業時において実施することはできませんでしたが、今後に向けた研修・検討等を行っております。

小中学校では、独自で研修会を開催し、特に小学校では、この10日に教育事務所の先生を講師に「オンライン学習 やってみよう出前講座」と題し、テレビ・Web会議アプリのZOOMやホームページを利用した家庭学習プリント、授業動画などの配信方法を研修しております。このほか、臨時休業中の5月の連休では、小中学校の教職員に出演していただき、村ケーブルテレビの中で県教委が公開している家庭学習サポート動画を放送したりしました。また、レンタルサーバーを利用したオンライン授業等についても検討しました。これはメールを利用して児童・生徒の質問などに答えたり、生活記録、担任との交換日記などが使えるほか、動画や画像などをメールに添付して送信することができるものであります。引き続き、更に研究・検討を行い今後に備えていきたいと思っております。

次に、小中学校児童生徒のインターネット環境の調査につきましては、臨時休業中の4月に各保護者あてにアンケート調査を実施しております。小中学校の全保護者65人に依頼をしまして、その内55人から回答をいただきました。回収率は84.6%ほどになります。回答の結果、「家に光回線を引いている家庭」は44世帯あります。回答世帯の8割にあたると思っております。

次に家庭の中に、家庭内で子どもが使えるパソコンがあると答えた家庭につきましては38世帯という事で、回答世帯の約7割であることが分かりました。

以上答弁とさせていただきます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） インターネット環境がない世帯が回答者の中に2割程あるという事

ですが、今後の対応として2点ほどお聞きします。

タブレットが一人1台配置された時の利用方法、特に小学1年から中学3年生では、すでにタブレットを使った授業を受けている児童生徒と受けていない人、能力の差や先生のICT知識の差など色々な問題があると思いますが、どのような活用を考えているのかお聞きします。

○教育次長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（山本雅一君） それではお答えいたします。

児童生徒1人1台の端末が整備されますと、今回のような臨時休業中におけるオンライン授業などに活用できるほか、平常時の個別学習にも活用ができるようになります。たとえば、導入するソフトにもよりますが、児童生徒個々がデジタルドリルなどを使って、自分のペースに合わせて学習することができます。また、教員が個々の学習履歴データから個人やクラス全体の進捗、正答状況、誤答状況などを把握することでより細かな指導や授業の改善に役立てたりすることができるようになります。この他にも端末を自宅に持ち帰り、学校で与えられた課題を家庭で学習することもできるようになると思います。いずれにしましても、今後、小中学校の教員たちと協議し、児童生徒・教員たちが活用しやすい端末を整備していきたいと考えています。以上答弁とさせていただきます。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 県教委でもICTで学習機会保障研究のチーム立ち上げ、学校に来られない児童生徒の学習機会を保障するため、学校現場でのICTの活用方法を検討する為の研究を行うというような報道もあります。新型コロナウイルスでの学校臨時休校だけでなく、今までもインフルエンザの流行で学級閉鎖、臨時休業と言うようですが、や感染者本人の4日間の休業等は頻繁にあります。この様な時にもオンライン授業や家庭学習の活用が期待されます。機器導入前に事前準備をしっかりして、導入された時の宝の持ち腐れの無いよう、是非検討しておいていただきたいと思います。

最後に、家庭学習や臨時休校でのオンライン学習を行う上で、必要な無線LANなど通信環境がない家庭への対応について説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 5番、瀧澤議員の質問にお答えをいたします。

無線LANの通信環境がない家庭への対応についてという事ではありますが、先ほど教育次長が答弁しましたとおり、小中学校の児童生徒のインターネット環境の調査につきましては、20%ほどの家庭にないことが分かりました。しかし、残り10軒の状況も把握しなければと考えておりますので、引き続き電話等で調査をしていただきたいと考えております。

また、アンケート結果では、村内の南部で4軒、中部で6軒、北部で1軒ということでありま

すので、今定例会で計上をしております南部交流センター、B&G海洋センター、宇留賀公民館にWi-Fi環境を整備する予定でありますので、その施設に来ていただいて、3密にならないようにオンライン授業を受けていただくことは可能だと考えております。その他にも、モバイルルーターの貸出やスマホからのテザリングによる通信料の補助等についても検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 長野市では無線LANの通信環境のない児童生徒がやっばり25%ほど、まあ7,000人ぐらいになるそうですが、ここへの家庭へのルーター貸出を計画されているようです。東御市では市内5地区の公民館やコミュニティセンターに無線LAN機器の設置するというような、これ生坂と同じような形かと思いますが、計画をされているようです。これからですね、児童生徒1人1台の情報端末の導入というのが広まってきますと、インターネット環境のない家庭への対応というのが問題視されると思います。当村の対応としては、南部・中央・北部の3カ所に無線環境を整備することで対応するとの事ですが、家庭から外出できない状況、また家庭学習の利用等も考えると各家庭に環境を整える事が必要だと考えます。無線環境を設置すると通信費等の費用が大きくなるのでルーター等のハードをですねえ村で購入し家庭に貸出し、通信にかかる費用の補助をする、まあこれを子育て支援策の一つとして通信環境補助制度みたいな、そんな様なもので検討していただければと私は提案をいたしますが、村長の考えはどうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、5番、瀧澤議員の質問にお答えをいたします。

インターネット環境、本当に各家庭で必要になる時代だと私も考えております。そういう中で通信環境補助制度という事でご提言を頂きました。まあ、固定費がどうしても通信費は掛かってしまいますので、モバイルルーターの貸し出しだけでいいのか、通信料も補助していかねばならないのか、色々な面から議員各位にもご助言をいただきながら各家庭、インターネット環境が整えられるように検討してまいりたいと思います。以上答弁といたします。

○5番（瀧澤龍一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、瀧澤議員。

○5番（瀧澤龍一君） 長野県だけでもですねえ、小中学校で情報端末のタブレットを1人1台購入するというような、こういったのが相当出てきております。まあ一気にこの機器の需要が高まってですねえ、生産が追い付かない、こんな状況も予想され、機器が配置される時期っていうのが結構遅れるんじゃないか。まあ今年の予算計上しても現実物が入るのが来年になってからになるかと思いますが、いずれにしても機器が搬入される前にですね、情報端末の活用方法の研究、先ほどのこの通信環境補助ではないですが、こういったことも含めてですねえ、オンライ

ン授業に対応した教職員の育成や県教委とも連携しながらこの辺のところを推進することをお願いして私の質問を終わります。

○議長（平田勝章君） 次に、3番 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 3番、一ノ瀬貞男です。通告に基づきまして一般質問をいたします。テーマは災害時における避難所での感染症対策です。新型コロナウイルスが収束していない中で、台風や集中豪雨、地震等による災害発生が予想されております。このような状況下で大規模な災害が発生した場合は、新たな避難方法や避難所の開設が国や県から感染症対策の指針が出ております。従来のような避難所では3密状況がそろい、感染リスクが高まる危険性があります。これからは新しい避難方法や避難所の開設が村においても求められております。長野県危機管理防災課では5月26日に避難所、避難場所における新型コロナウイルス感染症対策で1、避難所運営マニュアル策定指針の改定、2、新型コロナウイルス感染症対策事前準備チェックリスト新設について100ページに及ぶ詳細な内容が示されております。主な改正されたポイントは、国からの感染症対策に長野県独自の感染症対策が追加されております。1つ、運営職員の安全管理について、避難所担当職員向け感染予防マニュアルの作成、2、避難所運営ルールの決定、世帯間の間隔を2メートル以上確保する。パーテーション、仕切りの設置、避難者一人当たり3㎡程度の確保を目安とする。一つ、新型コロナウイルス感染症予防対策の実施方法について、新規。1、新型コロナウイルス感染症の流行下における避難所の運営方法について。3密の回避を基本事項として、避難所のレイアウトを決める。避難所は十分な換気に努め、人と人との間隔を2メートル、最低1メートルは確保する。

2、感染拡大防止対策について、1、可能な限り多く避難所を開設する。あらかじめ指定した避難所以外により多くの避難所の開設をする。2、親戚や友人宅への避難を検討する。3、避難者の健康状態の確認を行う。4、手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底。5、避難所の衛生環境の確保について、十分な換気の実施とスペースの確保。6、発熱や咳症状のある方の専用スペースを確保する。等々が示されております。報道によると各自治体では体育館の床にテープを貼り一人あたりのスペースを2メートル四方に区切り避難所を開設した所、また体育館にカーテンや段ボールで仕切りをしている所、また最近の報道では岡谷市では避難用の簡易テントを今回100張購入するとの新聞報道があります。さらに避難所のキャパを超える状況下では、グラウンドにテント泊を検討している自治体もあります。また要支援者を対象に旅館や宿泊施設を借り上げ避難所に利用する等、様々な方法で有事に備えておりますが、村では災害時における避難所での感染症対策はどのように考え、実施していくのでしょうか、お聞きいたします。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、副村長。

○副村長（牛越宏通君） それでは3番、一ノ瀬議員の災害時における避難所での感染症対策についてお答えをいたします。

長野県では一ノ瀬議員の質問の通り、長野県避難所運営マニュアル策定指針を今年度の5月に

改定を行なっております。改定の概要は、避難所運営マニュアル指針に新型コロナウイルス感染症対策に関する基本事項の追加、付属資料として新型コロナウイルス感染症対策事前リストの新設であります。主なポイントは、災害前の対策として、調達すべき資機材の例示や避難所担当職員向け防災予防マニュアルの作成ひな形を作成し、世帯間の間隔を2m以上確保する等の基準を作成するとともに、自主防災組織等と避難所運営ルールの共有を行うよう規定をしております。

当村では感染症対策として、避難した方が間隔を2m以上取れるようにするため、避難所に避難者が集中しない様、土砂災害警戒区域や浸水想定区域外にお住まいの方は、災害時においても避難所へ避難せず自宅待機で対応していただき、土砂災害警戒区域や浸水想定区域内にお住まいの方が避難所へ避難する様に考えております。現在の人口が1,734人であり、レベル2の浸水区域でシミュレーションした結果、土砂災害警戒区域や浸水想定区域外にお住の方は671人で、残りの1,063の方がレベル2の2日間で396mmの降雨があった時には避難するようになります。昨年度に作成した防災マニュアルでは全村での避難所の数は36施設で、防災計画で示している収容人員で、この施設の収容人員を合わせると6,655人収容できるようになっております。レベル2の降雨時に土砂災害警戒区域や浸水区域外の避難所数が23施設で、収容人員が4,893人となりますが、感染症対策を行って収容人員は通常の4分の1とし、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための避難所の収容数は1,223名となり、先程シミュレーションした1,063の方は間隔を2m以上取り避難できるようになります。しかし、区によっては区内から他区の避難所に避難する方も出ますので、6月に県で示した車での避難についても避難箇所等を調整していくように考えております。

大規模な地震の発生時の対応は、地震での避難は地震発生後に避難するようになりますので、その時の状況により防災マニュアルの全村での避難所数36施設の中で倒壊せず安全な避難箇所に、住宅の倒壊や危険な状態になった方を新型コロナウイルス感染症に対応できる収容人員内で避難誘導する様に対応すればと考えております。

以上のように各世帯の一人ひとりが災害時において、自宅を含めて何処に避難をするかを常に把握し災害時に対応できるように、今年度の元気づくり支援金事業で採択された、自らの命は自らが守るマネージメント事業で、災害毎の避難場所を記入し、災害箇所を把握する様にホワイトボードを作成し全戸配布し対応する様に計画しております。

避難所の運営職員の安全管理については、県で示した避難所担当者向け感染マニュアルを参考に、当村の実状に合ったように作成するように進めています。

また、避難所の運営についても、県で示した事前準備チェックリストを参考に、必要な資機材の調達については資機材の選定と財源について検討を進めるとともに、運営職員の安全管理、施設管理者との調整、発災後の対策、人権等への配慮、避難運営ルールの決定、発熱、咳等の症状が現れた方や濃厚接触者への対応についても定めてまいります。以上答弁いたします。なお、避難所の感染防止対策については健康福祉課長が答弁いたします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは5番、一ノ瀬議員の避難所での感染拡大防止対策についてお答えいたします。初めに避難者の健康管理についてお答えをします

避難所では、体操やストレッチ、ウォーキングなど、なるべく体を動かすことが重要となってきます。エコノミークラス症候群の予防のためにも水分をしっかり取ることを勧めていきます。高血圧症や糖尿病で治療中の方は、塩分やカロリーの摂り過ぎにならないよう、場合によっては

避難所で配られる食事を全て食べずに残すことも大切になってきます。

持病の薬は普段どおり内服するのが基本です。ただし、食料が充分にない時に、糖尿病の薬を飲むと低血糖発作を起すことがありますので、その様な時はどうすればよいか、普段から主治医に聞いておきましょう。避難所に持っていくものとして忘れてはならないものは、持病の薬、お薬手帳、眼鏡、入れ歯、補聴器等、自分専用でなければいけないものは、避難時直ぐ持ち出せるよう、1箇所にとめておくよう心がけていただきたいです。また、避難所の通路を歩くときなど、スリッパか上履きがあると良いでしょう。靴下や足の裏にウイルスが付着し、それを居住空間に持ち込むことで、接触感染のリスクが高まってしまいます。非難時の持ち物の中に入れておきましょう。

次に、手洗い、咳エチケット等の感染の徹底ですが、避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いをするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を実施いたします。頻繁に鼻をかむ事のある方は、専用の小さなごみ袋を避難時の持ち物の中に入れて頂けるとありがたいです。避難所の環境衛生の確保についてですが、物品等は、定期的及び目に見える汚れがあるときには、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生管理を出来る限り整えておきます。

食事や食器を運ぶ担当者は固定し、避難者による自炊は禁止といたします。食事の際は向かい合わず同じ方向を向いて座るなどの配慮をいたします。共用のゴミ箱は足踏み式の物を用意いたします。十分な換気の実施、スペースの確保のために、換気は1時間に1回、10分程度といたします。避難者が十分なスペースを確保できるよう留意し、1家族が1区間を使用し、人数に応じて区画の広さは調整いたします。家族間の距離は出来るだけ2mを開けるようにします。通路では人と人がすれ違わないような工夫が大切です。発熱、咳等の症状が出た方の専用のスペース確保については、可能な限り個室にするとともに、専用のトイレの確保が望ましいです。同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、今回の新型コロナウイルス感染症を想定した場合には望ましくありません。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする事が望ましいです。症状が出た方の専用のペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける必要があります。

避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、保健所と十分に連携の上、適切な対応を事前に検討をしていきます。自宅療養等を行なっている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応についても、保健所と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討し、対応できるようにしておきます。

以上の事柄について、住民の皆さまに注意喚起をしたり、災害時の避難施設での対応について担当部署と調整し災害時に備えてまいります。以上答弁とさせていただきます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬 議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 再質問をいたします。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐには換気の悪い密閉空間、多くの人が密集する所、近距離での密接した会話のこの三つの密がより濃厚な形で重なる場所を避けることを求めています。コロナ禍では今まで被災地で開設された避難所では避難所の機能がしなくなります。副村長の答弁であります、世帯間の間隔を2メートル以上確保する等の基準を制定し、自主防災組織と避難運営ルールの共有を行うとありますが、避難所では、たとえ避難所のスペースに余裕があっても、何もしない場合は近所の人が集まって近距離での密接した会話となりますので、最低床にテープで2メートル四方の区切りは必要と思います。また他の自治体で実施している3密対策として段ボールでの仕切り、また避難所用の簡易

テント等についても導入の検討が必要と考えますが、村長の考えをお聞きします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、一ノ瀬議員の質問にお答えをいたします。

段ボールでの間仕切りや簡易テント等の導入についてという事でございますが、まず床にテープ等での2メートル四方の区切りにつきましては避難所によっては畳の部屋もありますし、体育館でも常に2メートル四方のテープを貼っておくことは出来ませんので、先ほど副村長が答弁しましたとおり、避難所運営ルールを決めて各自主防災組織に周知をして密接にならないように徹底をしたいと考えておりますし、避難した場合には2メートル四方のテープも貼るようなところは貼って対応をしていきたいと思っております。

次に段ボールでの間仕切りや簡易テント等の導入につきましては、現在当村にはこのようなファミリールームが20個ございます。この避難ルーム（資料提示）これが20個ございます。まだ数は足りないわけでございますので、今後も段ボールの間仕切りや簡易テント等の導入も進めていきたいと考えております。以上答弁といたします。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 私はパーテーションや間仕切り、簡易テント等は避難場所の感染症対策に寄与しまして、またプライバシーの保護にもつながります。住民の安心安全となりますので早期に研究検討を行いまして、避難場所での資機材や備品類の購入の提言をいたします。

次に、現在人口1,734名でレベル2、二日間で396mmの浸水地域では土砂災害警戒区域や浸水想定地域に住まれている1,063人、パーセントで61%の方に避難を促し、残り39%の方は在宅の避難ということで、避難所の確保や3密対策には良い方法で県の指針にも合致しています。また車での避難については、避難場所の確保の検討が必要と考えますので早期の調整を要望いたします。

地震対策では住宅の倒壊や危険度により安全な避難箇所に新型コロナウイルスの感染症対策に対応するように考えているとのことですので、感染症対策の避難所運営については、避難所運営事前チェックリスト等に基づいて、住民や自主防災組織に周知徹底を図っていただきたいと思っております。

次に、避難者の健康管理について健康福祉課長に再質問をいたします。

まず食事について避難者による自炊は禁止としますとのことですが、避難者の食事はどのような方法で考えているのかお聞きします。また、避難場所での感染予防対策は住民にとって重要ですので、チェックリストや運営マニュアル等を作り、住民や自主防災組織に周知する必要があると思っておりますが、今後どのようにしていくか、再度お聞きします。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 一ノ瀬議員の再質問についてお答えをいたします。

避難者による自炊は禁止としますという事についてですが、この答弁につきましては、私の言葉が足りなかったと今反省をしております。そもそも自炊というものは自分で材料を用意して自分で調理する事と捉えており、そうした場合感染症が発生した際、原因特定が難しくなるために禁止とお答えをいたしました。長野県避難所運営マニュアルの食糧班炊き出しの提供に沿って次のように対応していきたいと考えております。炊き出しにつきましては、避難者やボランティアの協力を得て実施をしていきます。避難所での食糧調達は避難者個々で行うのではなく、炊き出しという形で集団で提供することを考えております。衛生管理上の注意事項といたしましては、食器は全て使い捨てとします。食べ残したものはその日のうちに処分をします。保管場所の管理や整理整頓は徹底をいたします。手洗いの徹底、トイレの後、食べる前、調理の前、炊き出しをする際は、調理前の手指及び調理器具の消毒を徹底いたします。衛生的な調理に配慮するため使い捨ての手袋の着用、十分な加熱調理などをしていきます。なお、調理する方の健康チェックを随時実施をし、体調不良の方には調理をしないようお願いをしていきたいと考えております。

次に、避難所の感染予防対策のチェックリストや運営マニュアルを作りについてお答えをいたします。チェックリストや運営マニュアルにつきましては、一ノ瀬議員のおっしゃるとおりでございます。現在、既にあります災害時の問診票に新型コロナウイルス感染症の症状を追記してチェックリストとして使用していく予定としております。追記する内容としましては、発熱、息苦しさはありますか。味や臭いを感じられない状態ですか。咳やたんがありますか。全身倦怠感がありますか。等でございます。これらの問診票を保健師共通の問診票として避難所での健康状態の把握に使用していきたいと考えております。運営マニュアルにつきましては、関係部署と相談をして今後作成をしていきたいと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○3番（一ノ瀬貞男君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 一ノ瀬議員。

○3番（一ノ瀬貞男君） 今回の答弁では避難者の食事方法は理解できました。

避難場所での感染予防対策は住民や自主防災組織が理解できる方法で周知徹底していただきたいと思っております。以上で災害時における避難所での感染症対策について私の一般質問を終了いたします。

○議長（平田勝章君） ここで休憩をとりたいと思います。再開は11時10分とします。

○議長（平田勝章君） はい、再開いたします。4番、字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 4番、字引文威です。通告に基づき、私は新型コロナウイルス感染症防止対策について質問いたします。

今年は新年早々から世界中に新型コロナウイルスが蔓延しております。オリンピックなど大きなイベントも延期、日本人の好きな高校野球、サッカー、大相撲なども中止となり、大型連休も

移動自粛の為、寂しい自粛生活となりました。日本国民は国からの緊急事態宣言と県の自粛要請に則り、2月末頃から5月にかけて3か月間「感染しない、感染させない」を旨として三密対策生活を強いられてきました。人々の自由な移動、接触生活は制限され、社会経済、教育活動全般は規制を余儀なくされ、特に長野県では観光交通関係者は倒産の危機に瀕していると報道されております。観光を主とした産業では、休業要請並びに集客自粛の影響で多大な損出が出ていると聞きます。6月から国、県から県内の人の移動等自粛要請解除がなされましたが、元の経済生活状況に戻れるのが何時になるのか心配されるところでございます。

また、大学生など勤労学生の多くはアルバイト先の雇止めで収入がなくなり学費並びに生活費に困窮するという厳しい状況も聞かれています。この間、日本は他諸国と比較し感染者数、死亡者数も少なく感染予防の国民の努力が報われてまいりました。これは国・地方自治体、医療機関者の感染予防に対する真摯な対応が実った結果だと思えます。また、その自粛要請に対し国民・事業者が大きな被害を被ったことも事実であります。当村としても保育園、小中学校、村営やまなみ荘等、公共施設の休校休業などの対策が執られ、学童が自宅待機となり家庭での自粛生活で何かと出費がかさむなどの問題が提起されました。

当村としても村民並びに村内事業者に対し早速数々の支援事業を実施し、スピーディーに村民の不安に応える支援を行いここに至っております。これは村行政として、支援策を実現し近隣地域に先駆けて実施しましたことは村民に評価されていることと思えます。

それでは村長にお伺いいたします。近年日本人として経験したことのない、今回の新型コロナウイルス感染症対策を顧みて、村民の健康と安全な感染症対策の村行政の在り方についてどう感じられたのかを伺いいたします。また、第2、第3波に対する対策についてどうすればよいか、お聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番、字引議員の質問にお答えをいたします。

感染症対策の村行政のあり方についてという事ではありますが、当村の新型コロナウイルス感染症対策は、早期に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、関係各位と相互に情報共有を図り連携して、行政防災無線、ICN、ホームページ等で村民の皆さんへ感染予防対策の徹底の周知など、必要な対応を適時・適確に進めてまいりました。

また、国、県、近隣市町村の動向を注視して、議会のご了解もいただき、大きく5つの村独自の支援策を講じて、村民の皆さんの生活の手助けにつながったと考えておりますし、特別定額給付金も95%以上の皆さんの世帯の口座に振り込まれている状況であり、小さな村だからきめ細やかに迅速な対応ができたと考えております。

次に「感染症の第二、第三波に対する対策について」ということですが、今まで新しい生活様式の啓発を行なってきまして、現在も防災行政無線で新しい生活様式、マスクと熱中症予防について放送をしております。今後ICNでも流せる準備を進めており、今月25日全戸配布の「広報誌いくさか」でもお知らせする予定となっております。

また、食事、運動、休養の面から身体の免疫力を高めていただく啓発も行っています。そして、基本的感染対策を基に、移動に関する対策、日常生活を営む上での基本的な生活様式や、買い物、娯楽、スポーツ、公共交通機関の利用、食事、冠婚葬祭など、日常生活のそれぞれの状況ごとの生活様式、また働き方の新しいスタイルなども、広報いくさか、ICN、ホームページ等で注意喚起し、この新しい生活様式を村民の方一人ひとりが実践していくことが必要と考えており

ます。そして、行政としましては、マスクと消毒用品の備蓄を進めておりますが、村民の皆さんも、出来る範囲でマスクの備蓄や長期間保存ができる食料の備蓄、お米、パスタ、インスタント食品、レトルト食品などがございますが、今から普段の買い物で1～2個多めに購入して備蓄を少しずつ増やしていくこともお勧めいたします。

また、今回のように学校が臨時休業等となった場合に備え、学校行事の精選、長期休業期間の短縮といった年間指導計画の再編も行うとともに、速やかに遠隔学習等への対応ができるよう、児童・生徒のパソコンの整備及び教員のICT活用指導力の向上を図ってまいります。

なお、児童館、保育所、やまなみ荘、道の駅いくさかの郷など各施設においても、基本的な感染症対策の徹底を継続してまいります。

しかし、念にも第二波が来た時には、今回のように早期に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、村民の皆さんに感染予防対策のさらなる徹底の周知など、必要な対応を適時・適確に進めますとともに、国・県・近隣市町村の動向を注視して、村民の皆さんの安全・安心な生活を守ってまいります。以上答弁といたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） ありがとうございます。村民としては新型コロナウイルスの感染予防方法についてどうすればよいか、まだまだ不安を持っていらっしゃる方も多いと思います。行政から感染防止の必要な情報を的確に発信していただき、村内では感染者が発生しないよう指導を今後共お願いいたします。また、当村は自粛要請に伴い村営やまなみ荘等収益に影響のある施設もありますので、今後の営業方法なども併せ検討をお願いいたします。

それでは、健康福祉課長にお伺いいたします。今回の新型コロナウイルス感染予防で、感染が危惧される村内の重要な施設として、高齢者の介護等を担っている社会福祉協議会のデイサービス、かしわ荘、はるかぜについて、また高齢者生活福祉センターがあります。高齢者はこれらの介護施設で、介護職員の介護により健康状態と生活水準維持を目的に利用されています。当村としては、幸いにして現在まで今回の新型コロナウイルスでは感染者が確認されず、施設の休業閉鎖などなく無事にここに至っております。健康福祉課の指導と社会福祉協議会の介護職員関係者の皆さんが感染防止対策をしっかりと実施されてきた結果と思います。今後も秋から冬に第二波、第三波の襲来も感染症医療専門家から気を緩めず警戒するよう指摘もあります。もしも施設利用者、施設職員から感染者が確認された場合に、どのような対応策を検討されているのか、お伺いいたします。

介護施設職員等に対する感染防護用品の十分な確保、また、他介護施設との連携バックアップ体制、デイサービス閉所などに伴う在宅介護ヘルパーへの支援など検討されているのでしょうか。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、4番、字引議員の施設利用者、施設職員から感染が確認された場合の対応策についてお答えをいたします。

施設利用者、施設職員から感染者が確認された場合には、令和2年4月7日付の厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」に、感染者が発

生した場合について示されたものがありますので、それに沿って対応していくこととしております。まずは、施設利用者、職員から感染者が出た場合ですが、管理者や事業所内で情報共有を行います。感染者との濃厚接触者の特定は保健所が行いますが、その積極的疫学的調査に円滑に協力できるよう、症状出現後の接触者リスト、ケア計画、勤務表、施設内に出入りした者の記録等を準備をしておきます。

濃厚接触者につきましては自宅待機となり、その間の行動は保健所の指示に従います。また職場復帰及び利用開始についても保健所の指示に従うこととなっております。

感染が疑われる者が発生した場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けます。感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる者については、施設が特定し、対応については保健所と相談をしていきます。

施設内の消毒が完了すれば使用は可能となります。消毒には概ね1～2日間程度必要と考えております。しかし、サービス再開には、感染者、濃厚接触者を除いた職員の、ある程度の人員確保が必要であります。そこに至るまでの期間がどれくらいであるかは、現状では未定であるため、生活していくために必要なサービス提供は訪問介護に変更せざるを得ません。そのため、感染者が未発生の現段階から、通所サービスが停止となった際の対応についてケアマネージャーと家族、本人の意向を確認しておくことが必要となってきます。現在その準備を社会福祉協議会にお願いしているところであります。

令和2年5月31日現在、居宅介護利用者の実人員は89名で、うち訪問介護利用者は22名、通所介護利用者は84名となっております。それらの方の中で通所サービスが停止した際、生活していくためのサービス提供の必要な方は、10名以下との報告を受けております。デイサービス閉所に伴う訪問介護職員の確保については、デイサービス介護員の有資格者を訪問介護員として派遣していくことで充足できるものと考えております。

他介護施設との連携につきましては、今後協定を結ぶ方向で社会福祉協議会と検討をしていきたいと考えております。高齢者生活福祉センターにつきましても、同様に保健所の指導もと、対応をしております。以上答弁とさせていただきます。

○4番（字引文威君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 高齢者の介護施設利用者はこれらの施設での介護サービスを受けることで介護度を維持していますが、施設の閉鎖でサービスを受けられなくなると、介護度が上がり認知症も進むと危惧されております。是非、ウイルス感染者が発生しないよう予防策を引き続きお願いいたします。また、介護職の皆さんは日々感染源にならないよう注意深く感染防止策を徹底されていると思います。しかし、この先第2波、第3波の時期にインフルエンザ等の流行も広がる恐れがあり、より感染の判断が難しくなるのではとの見方もあります。このことについて、どのような事を検討されているのか再質問させていただきます。

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かづ子君） それでは、字引議員の再質問についてお答えをさせていただきます。先ず初めに新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの選別については医療機関

等での検査を実施しなければ確定診断の方はできません。しかし、どちらも高齢者にとっては大変危険な感染症である事に間違いはないため、健常者との棲み分けは必ず行わなければなりません。現状ではデイ利用者は利用日の朝自宅で体温測定をして、咳・鼻水・倦怠感等の自覚症状も記入してからデイサービスを利用させていただいております。その段階で発熱者や重症者の方にはお休みを頂き、速やかに主治医に相談をしていただくよう対応をお願いをしているところでございます。デイ利用時に発熱された方に対しましては、看護師の方で主治医と連絡を取り、主治医の指示に従う事となっております。いずれにしても、どちらの感染症であっても高齢者の命を脅かすことに間違いはありませんので、慎重な対応が求められていることは確かでございます。以上答弁とさせていただきます。

○4番（字引文威君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 利用者に対してですね、必要な措置をお願いしてですね、安心安全な施設利用ができるようお願い申し上げます。

それでは、続きまして村長にお伺い致します。今回の新型コロナウイルスでは、首都圏域の人口密集地域で感染が拡大し大きな問題となっております。これは首都圏への人口一極集中の弊害が顕著で、その弊害の見直しがこれから進むことが考えられます。この問題は人間の生活スタイル、生活の場、働き方、生き甲斐の在り方などの考え方を切り替えるいいチャンスではないかと考えます。テレワークの利用で勤務地の選択の自由度が広がり、働き方も変化してくるのではないかと思います。三密の心配の少ない、自然豊かな環境の地方での生活を促進させる社会の方向性が見えてくるのではないかと思います。当村としてもIターン、Uターン移住定住促進のいいチャンスになるのではないかと思います。如何でしょうか。「新しい生活様式」に対する村長のお考えをお聞かせ頂きたいと思っております。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 4番、字引議員の質問にお答えをいたします。

「新しい生活様式」に対する考えはという事でございますが、新型コロナウイルス感染症は、世界的に見ても人口の集中度が高い大都市圏で、3密が常態化していて感染が拡大し、感染経路が不明の患者が多く発生し、クラスターも拡大しやすいなど、感染者も死亡者も大都市圏を中心に多く発生したことは否めないところでございます。よって、新型コロナウイルスのパンデミックは、我が国のもろさをあぶり出したと言えます。それは、大都市圏への一極集中により、早く感染が拡大し緊急事態が宣言され、経済が麻痺状態となったものであり、かつ、その収束も最も遅く解除も他県より遅いタイミングとなりました。つまり、東京圏・大阪圏の緊急事態、北海道は除きますが、どこよりも長く宣言され続けたのであり、その結果経済麻痺が最も長く継続することになったのでございます。よって、多くの有識者がアフターコロナの社会において「地方分散型」の方がパンデミック期には大都市部でなく地方部において感染リスクが低いため、日本全体の経済をけん引するにあたって地方が重要となるため、地方部で投資を行うことで事業推進に際し危惧される感染症拡大リスクを軽減させながら、マクロ経済対策がより容易となると言われております。また、新型コロナウイルスではなく新型ウイルスは10年周期で発生するとも言わ

れており、それを考えれば、新しい生活様式は、これからの人と新型コロナウイルスの戦いに際して、継続していかなければならないものと考えます。それは、むやみに怖がるのではなく、きちんとした知識を持って行動することが重要であります。よって、字引議員のご指摘の通り、3密の心配が少なく、新しい生活様式で過ごしやすく、自然豊かな当村での生活を希望される方がお出でになるのであれば、是非来ていただき、新しいスタイルの働き方をしていただきながら、人口減少の抑制になり良いことだと考えます。以上答弁いたします。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○4番（字引文威君） 人口の地方への分散が今後加速されてくると思いますので、当村としても移住支援を積極的に捉え、当村の人口抑制に結果的に結びつく形に進めていただきたいと思います。未だ新型コロナウイルスに対して判らないことが多く、皆さん不安がいっぱいあると思います。早くワクチン、新薬の完成が望まれるところです。

また、これからの新しい生活様式がウイズコロナという形を認め、予防方法を実行しながらの当たり前前の生活スタイルで、人と人とが安心して向き合える環境に戻れることを願ひまして私の一般質問いたします。ありがとうございました。

○議長（平田勝章君） 次に、1番 望月議員。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、望月議員。

○1番（望月典子君） 1番、望月典子。通告に基づき、小学校との合同運動会をどう考えるか質問いたします。

本年は村の様々なイベントが中止になりました。運動会もその一つです。令和2年度の村政懇談会の資料に、村民運動会は今まで総合スポーツ祭と交互に行われていたが、今後は種目、チーム編成等を再検討し、毎年開催することに決めたとありました。ちなみに小学校は今年は9月に延期と発表されたが、これも予断を許しません。そこで質問します。

村民運動会と小学校の運動会を、今後合同で行うという事を村としてはどう考えられますか。数年前から希望している保護者もいると聞いています。学校側は理念、規則など課題もあると思いますが、情操教育の面では効果もあると思うのですが如何でしょうか。

岡山県真庭郡新庄村は毎年秋に村民全員参加の合同運動会を行っています。保小中一貫校で児童生徒数は80名、人口は1,000名足らずの村です。事前の入念な打ち合わせとプログラム作りに入力しており、プログラムは前日に全戸配布されるそうです。親子競技が特徴だとありました。村へ嫁いできて10年という女性の、毎年楽しみにしているというコメントもありました。もう一カ所、宮崎県臼杵郡椎葉村は人口2,200名程度ですが、ここでも合同運動会が開催されています。小さな村だからこそ、生坂だからこそ出来る事があるはず。子供たちの成長を見守り、親子、地域で楽しめる運動会、大人になった時、懐かしく楽しく思い出せる運動会、生坂がこれからも元気で明るい村であり続けるため、ぜひ実現できたらと思っています。村長のお考えを聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 1番、望月議員の質問にお答えをいたします。

小学校との合同運動会をどう考えるかという事でございますが、今年度の村民運動会につきましては、これまでの開催方法等の見直しを行い、できるだけ多くの村民の皆さんに参加していただけるよう検討しておりましたが、議員ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため非常に残念ではありましたが、開催中止の判断をいたしました。

この村民運動会の開催方法等に関しましては、これまでも、村民の皆さんから多くのご意見をいただいておりますし、今年度の開催に向けた検討の過程においても、役員等から様々な意見があったと教育委員会から報告を受けておりますし、今回、議員がご提案されている「小学校との合同運動会の開催」に関するご意見も、過去に何度かお聞きしてきた経過がございます。

合同運動会に関しまして、小学校との学校行事の一つである運動会で、子どもたちの練習成果や上級生が下級生を様々な形でサポートする成長面をしっかりと見ていただくため、ある程度の時間・種目は確保したいという思いがあるようでございます。現在、それぞれの開催会場としているグラウンドが別々であるというハード面の課題もございます。

この様に色々な事情がある訳でございますが、議員からご紹介していただいた新庄村や椎葉村など、全国では多くの地域で合同の運動会を開催しておりますし、教育委員会も引き続き、小学校との合同開催案も含め、様々な開催方法について検討していくようでございますので、それらの状況も踏まえながら、地域が活性化する、加えて新型コロナウイルスとも共存ができます運動会の開催を目指してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） あの、今回この折りにこのような質問をすることに、正直迷いもありましたが、村民運動会が今後毎年開催されると決定した今が良い機会だと思い質問いたしました。村民運動会はもう止めにするってもんじゃないか、という意見もあると聞いています。高齢化、人口減で役員も大変です。でも、その中から継続の方向が出たという事はみんなの元気に繋がります。実は児童が行事の時にグラウンドで家族等とお昼をとることは禁止なのか気になって調べてみましたが、問題は無いようですし、それならお昼を挟んで合同が出来るんじゃないかと考えました。子どもたちに授業の一環というだけではない思い出に残る運動会、村民は子どもたちから元気をもらえる運動会、それができたらと切に願っています。教育委員会も一生懸命色々な方法を模索してくださっているようなので、他の開催地を参考にすることで一層の努力をお願いして、今回私の一般質問は終わりとさせていただきます。

○議長（平田勝章君） 以上で、一般質問を終わります。ここで、暫時休憩をいたします。

○議長（平田勝章君） これより第3会議室において全員協議会を開催しますのでお集まり願いたいと思います。

○議長（平田勝章君） はい、再開いたします。先ほど全員協議会が終わりました。ちょう

ど時間も 12 時という事で、これから昼食の時間になりますので再開を 13 時とします。昼食の休憩という事でもよろしくお願いいたします。

◎日程 3・委員長報告（午後 1 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 再開します。日程 3、この 10 日に、各常任委員会に付託した議案第 40 号の事件案 1 件、議案第 41 号から議案第 46 号の条例案 6 件、議案第 47 号と議案第 48 号の令和 2 年度補正予算案 2 件、請願 2・第 1 号と陳情 2・第 2 号の 2 件、あわせて 11 件を、一括議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（平田勝章君） はじめに、総務建経常任委員長 宇引議員。

○4 番（宇引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 宇引議員。

○4 番（宇引文威君） それでは、総務建経常任委員会、審査報告を行います。

日時、令和 2 年 6 月 11 日午前 9 時から、場所は本会議場にて行いました。出席議員は、宇引、瀧澤、吉澤、一ノ瀬の 4 名です。また行政からは、村長、副村長、藤澤会計管理者、真島係長、日岐係長、竹内係長。振興課々長、藤澤産業係長、坂爪建設係長の出席で開催いたしました。本会議に付託された事件は 6 月 11 日に総務建経常任委員会を開催し、総務課関係と振興課関係について細部にわたり説明を受け慎重審議の結果、それぞれ次のとおり決しましたので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

まず議案第 40 号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、この議案は長野県町村公平委員会から東筑摩郡北保健衛生施設組合の脱退に伴い、失礼しました。筑北保健衛生施設組合の脱退に伴い、長野県町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する、地方自治法第 252 条の 7 第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。質疑は特に意見が無く、採決の結果原案どおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

続きまして、議案第 46 号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」、この議案は関係法令の改正に伴い補償基礎額等の関係部分を一部改正する条例案です。主な質疑は補償基礎額増額 100 円の根拠はとの質問で、人事院勧告と連動したのによりますとの回答でした。また、災害補償年額の 100 分の 5、事故発生日における法定利率との改正法定利率とはどこに記載があるのかとの質問で、まだ法定利率が公表になっていないので今明確には出来ないとの回答でした。以上採決の結果原案どおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第 47 号「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算（第 3 号）」、この予算は規定額に 1 億 2,779 万 3 千円を追加して、22 億 5,342 万 6 千円とし、地方債の借入限度額を 2,440 万円増額する補正予算で主な内容は、歳入で地方交付税 46,350 千円、分担金及び負担金 2,081 千円、国庫支出金 10,557 千円、県支出金 27,011 千円、諸収入 17,394 千円、村債 24,400 千円を増額し、歳出では各款において人事異動による人件費の補正と、総務費 47,102 千円、民生費 3,437 千円、教育費 7,844 千円等を増額するものです。

総務課関係について主な質疑は、総務費の企画費の貸付金 15,570 千円の内訳は、との質問で山村活性化対策事業 10,236 千円と観光協会への元気づくり支援金 5,334 千円となっているとの説明がありました。財産管理費の工事請負費、村民会館と第 1、第 2 会議室の利用方法は、との

質問に事務室並びに会議室としても利用できるようにするものです。また財源は新型コロナウイルス地方臨時交付金で庁舎第1、第2会議室、村民会館改修工事分は、国の臨時交付金二次補正予算申請分に入れる予定とのことでした。

また、やまなみ荘の新型コロナウイルス自粛営業の減収対策として、国からの地方臨時交付金が受けられないようだが、公共団体としての扱いが難しいのではとの質問に、地方臨時交付金の申請には入れてあるが、まだ国の決定は得てない。やまなみ荘の今後のあり方についてはよく検討して、新型コロナウイルス対応方法など議会の皆さんと協力して進めていきたいとの回答でした。やまなみ荘と併せ高津屋森林公園でも新型コロナウイルス感染防止対策を検討してもらいたいとの質問に、振興課にて進めていきますとの回答でした。

災害対策費のWi-Fi工事請負費は5GHzで、役場、南部交流センター、B&G、宇留賀公民館に設置予定だが、通信可能距離はとの質問に、設置場所、建物並びに周辺での通信用ですとの回答でした。Wi-Fiは災害時避難場所の全てに設置の考えは、また小中学校のオンライン授業の基地としての利用も考えるがとの質問に、通信環境整備並びにランニングコストも掛かり、この手の技術は日進月歩ですので今後検討していきたいとの回答でした。

新型コロナウイルスで各種イベントが中止されてきているが、村民サービスの見直しを踏まえ令和2年度財政シミュレーションをされ検証されたい。余った予算は防災対策事業などに充てたらよろしいのではとの質問に、令和2年度財政シミュレーションは実施してみますが、色々ところで財政支援などが必要と考えられるので財政的には厳しいものと考えられますとの回答でした。以上、総務課関係採決の結果、原案どおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

振興課関係について主なものは、衛生費の漏水探知機とはどのようなものか。現在使っている漏水探知機が壊れてしまい修理がきかないため新規に購入するもの。現在の同機種ですが、雑音を減らせる新しいタイプの物との回答でした。

農業振興費の鳥獣被害防止総合対策事業の草尾上野地区の電柵工事の規模と内容並びに地元負担はとの質問で、工事内容は樹脂ネット柵から金網柵に取り替えるもので延長5km、地元負担はその他財源の2,052千円を計上してありますとの回答でした。

道の駅入り口の花畑が砂利の入った土で花畑として具合が悪いが、今後花畑で利用される場合土の入れ替えが必要と思うがとの質問に、確認し検討するとの回答でした。

コンバイン購入はコロナ関係の担い手育成事業で農業公社で購入するための村からの補助金だが、公社の財産としての備品の管理をしっかりとお願いしたいとの意見がありました。また、元気づくり備品購入費のビニールハウス2棟分の予算1,095千円だが、安価な仕様のものにならないか、もっと情報を収集し調査研究して妥当なものを選定してもらいたいとの質問に、現在はJAの仕様ものを計上している。今後調査し検討したいとの回答でした。

定住促進住宅建設工事のICN配線引き込み工事と目隠しフェンス工事を、建物工事完成時期に合わせられなかったのかとの質問に、ICN配線工事は幹線機器の容量の関係で中学校側から引いてきたもので、距離が長く共架申請等に時間がかかったとの回答でした。

以上、振興課関係採決の結果、原案どおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第48号「令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算(第1号)」。この予算案は規定額に790千円を追加して、総額を76,090千円とする補正予算です。主な内容は歳入で繰入金790千円を増額し、歳出では経営管理費を790千円増額するもので、備品漏水探知機を購入するものです。主な質疑は現在の有収率と漏水調査の現状はとの質問で、現在の有収率は59パーセントです。4月から5月にかけて3日間深夜漏水調査を実施しました。現在漏水探知機が壊れているため中断中とのこと。今までの漏水調査結果、昭津区の消火栓で漏水があり修理を実施し、草尾区の消火栓2カ所で漏水の様子を確認、上生坂漏水想定場所は未実施、今後漏水調査並びに対策工事、耐震管工事を実施予定とのことでした。

また、炭焼き小屋でメーター検針量が月 100 トンとの異常使用水量が判明しているが、その原因はどの質問に、振興課にて現在原因調査中ですが、漏水の様子はなく不凍栓を閉めさせてもらって様子を見ている状況とのことでした。

また、部品の劣化している消火栓の故障が原因の漏水を抑えると有収率の改善に結びつくと思われるので、全村の消火栓の漏水調査も重点的に進めてほしいとの意見がありました。

以上、採決の結果、原案どおり全員賛成、可とすべきと決定しました。

以上、総務建経常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（平田勝章君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

○議長（平田勝章君） なければ、次に、社会文教常任委員長 望月議員。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1 番（望月典子君） 委員長報告を致します。生坂村議会議長 平田勝章殿、社会文教常任委員長 望月典子。6月10日の本会議で社会文教常任委員会に付託された議案6件、請願1件、陳情1件について12日に委員会を開催しましたので、その結果をご報告いたします。

午前10時より、出席者は当委員会委員4名、説明者として村長、教育長、教育次長、健康福祉課長、住民課長、関係部署係長5名です。詳細な説明を受け、慎重に審査した結果を順次ご報告いたします。

まず、議案第47号「令和2年度生坂村一般会計補正予算【第3号】」は、健康福祉課、住民課、教育委員会全てにおいて全員賛成で原案の通り可とすべきと決定しました。関係部署について主なものを報告します。

最初に健康管理課（健康福祉課）です。老人福祉費はコロナ感染症対策で在宅の高齢者のため、レフィル（フレイル）予防対策としてICNで運動などの動画を放映するための講師謝金、備品、消耗品代との説明を受け、謝金は何回かとの問いに2回とあり、けん玉を使うとあったが購入数、貸出期間、衛生面の対応、届けるのかの質問に、数は20個、貸出期間は1か月位、貸出時と返却されたときにしっかりと消毒をしており、届けるかどうかはその時の状況によると説明がありました。

集団検診の対応はどの問いには、現在は椅子等の消毒、フェイスシールド（フェイスシールド）着用、ソーシャルディスタンス、マスク着用など十分に配慮して行っており今後も気を緩めることなく、実施していきたいとの答えでした。

住民課に移ります。児童手当費として児童手当の申請手続きにマイナンバーを活用するシステムを利用するためのシステム改修の委託料と説明がありました。

環境衛生費は、遊具は現在9か所に設置されているが、今後使用する所は6か所18基となり、それらの点検費用とのこと。残った3ヶ所の撤去までの管理はどの質問に、ロープで囲って使用禁止とするとの答えでした。

次に教育委員会に移ります。保育所の補正は保育園の未満室の増築のための設計委託料で、増築の規模はどの問いに、現在定員12名をオーバーしており、今の広さの2.5倍は必要と説明がありました。

タブレットを小学校で72名分、中学校で33名分、学校の備品として購入するとの説明に、教

育の中でどのように使うのか、家庭でも使うのかと質問がでました。学習用ドリルソフトを取り入れて活用していきたい、家庭での活用は現在検討中とのことで、委員の1名からタブレットは画面上のやりとりは理解力がいい難しい、いろいろなソフトを導入し先生の対応もしっかり考えてほしい。難しいことだと思うけど慎重にお願いしたいと提言がありました。

次に公民館費の補正に移りますが、この内、元気づくり支援事業の一部は、住民課主導の事業ですが、県の指導をいただき教育委員会が継続実施する事業に盛り込んで行う事となったため、説明には住民課長が同席されました。内容は山雅の本ホーム戦応援観戦に独身男女各11名を村内外から募集し、交流を深め生坂村のPRや情報発信を行うというもので、会費として5,000円程度を徴収し、他に6名のサポート役も加わり総勢28名のユニフォーム、マフラータオル(タオルマフラー)、交流を深めるためのラフティング費用、観戦チケット代6回分、会員たちのミーティングのためのやまなみ荘使用料とのこと。委員からは目的が明確にみえない、もう少しなにかしっかり謳ったらどうか。内容を精査してほしい、当初の内容、計画等、詳細を見たい、等の要望意見があり、この件は事業内容を濃くしたうえで計画等の方式をしっかり練ることを条件に賛成しました。担当者からはご指摘は真摯に受け止めるとありました。最後に、委員から村内の若い人が参加してくれるようお願いしている、期待しているという言葉がありました。次に児童館・生涯学習施設費として館長の報酬を計上したと説明がありました。議案第47号の報告は以上です。

次に、議案第41号「生坂村税条例の一部を改正する条例について」、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。内容はコロナ対策のための対策が主で、1. 宅地等農地以外の固定資産税である第61条又は第62条を追加するというもの。2. 徴収猶予の申請、手続き等の内容を修正する場合20日の間に提出しないと申請を取り下げるとみなすというもの。3. 文化、芸術、スポーツ等(チケット)の払い戻しを放棄すれば、寄付金をしたものとみなし、令和2年2月1日～令和3年12月31日までの所得割の中から控除するというもの。1. 2は公布の日から施行、3は令和3年1月1日から施行する。

次、議案第42号「生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。内容は無償化にともなう用語の改正で、教育・保育を追加し、支給を給付と変更するもの。特定とは何を意味するかの問いに、施設型給付の支給対象として町村が指定した施設の事で、生坂保育園がこれに該当すると説明がありました。

議案第43号「生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。家庭的保育とは3歳未満、5人以下の保育施設で、運営するにあたっての食事の提供、連携施設との関連等の改正という説明。ちなみにこの施設は東筑にはないとの事です

次に議案第44号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定。内容として新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した国民健康保険被保険者は令和3年3月31日までの間、全額又は一部減免をするという附則を追加する改正と説明があり、一部減免をもう少し具体的にという問いに前年度より300万減収は10分の1、400万減収は10分の8と、減収によって率が違ってくるという説明がありました。

次、議案第45号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例について」、全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。内容として、1～3段階までの介護保険料の改正というもので、消費税10%の満年度にともなう軽減という説明があり、いつまでこの金額で行くのかの問いに、次の改正まではこのままだと思うという答えでした。議案5件は終わります。

次に請願第1号「義務教育国庫負担金制度の堅持を求める請願書について」。子供たちが等しく教育を受ける権利を保障するため、市町村の財政状況による教育格差が広がらないよう、国庫負担率を3分の1から2分の1に再び戻すようにという趣旨に賛同し、全員一致で意見書を提

出すると決定しました。

陳情 2 第 2 号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出を求める陳情書」。一読すると議員のなり手不足解消のための加入に受け取れる文面だが、それは可能性のこととし、厚生年金に加入すること自体は良いことだと思ふと委員の意見が一致し、意見書を提出することに決定しました。以上で社会文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（平田勝章君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

◎討 論 （午後 1 時 33 分）

○議長（平田勝章君） なければ、次に討論に入ります。ただ今、委員長報告のありました議案第 40 号の事件案 1 件、議案第 41 号から議案第 46 号の条例案 6 件、議案第 47 号と議案第 48 号の令和 2 年度補正予算案 2 件、請願 2 第 1 号と陳情 2 第 2 号の 2 件、あわせて 11 件を一括して、反対討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

○議長（平田勝章君） 無ければ、討論を終結いたします。

◎採 決 （午後 1 時 34 分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。

議案第 40 号「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を採決します。

議案第 40 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 40 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 41 号「生坂村税条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

議案第 41 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 41 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 42 号「生坂村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

議案第 42 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 42 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 43 号「生坂村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

議案第 43 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 43 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 44 号「生坂村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。議案第 44 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 44 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 45 号「生坂村介護保険条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。議案第 45 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 45 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 46 号「生坂村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。議案第 46 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手多数で…、挙手全員です。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 47 号「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 3 号】」を採決いたします。議案第 47 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 48 号「令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。議案第 48 号を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、請願 2 第 1 号「義務教育費国庫負担金制度の堅持・拡充を求める請願書」を採決いたします。請願 2 第 1 号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、請願 2 第 1 号は、委員長報告のとおり決定い

たしました。

○議長（平田勝章君） 次に、陳情2第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出を求める陳情書」を採決いたします。陳情2第2号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、陳情2第2号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議事日程の追加（午後1時39分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。お手元に配付してあります日程のほかに、本日、理事者より追加提案されております、議案第49号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、議案第50号「生坂村教育委員の任命について」と、議員より提出されております発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」、発議第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」の、あわせて議案4件と「議員派遣の件」を追加したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって、議案4件と議員派遣の件を日程に追加いたします。ここで、追加日程を事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

（事務局：追加日程配付）

◎追加議案の提案理由の説明（午後1時41分）

○議長（平田勝章君） ここで、理事者より追加議案の提案理由の説明を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、一般質問、委員長報告等でお疲れのところ申し訳ございませんが、追加議案のご審議をいただきたくよろしくお願い申し上げます。

議案の説明につきましては、議案第49号、生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について。この人事案件は、生坂村固定資産評価審査委員会委員の矢口久雄氏が任期満了になる為、小山博章氏を後任として選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和2年7月1日から3年間です。

議案第50号、生坂村教育委員会委員の任命について。この人事案件は、生坂村教育委員会委員の牛越秀男氏が任期満了になる為、牛越秀男氏を継続して任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであり、任期は令和2年7月1日から4年間です。

以上の議案でございます。よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます、議案の説明とさせ

ていただきます。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

◎追加日程1・議案第49号、追加日程2・議案第50号（午後1時42分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。追加日程1、議案第49号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」、追加日程2、議案第50号「生坂村教育委員の任命について」の人事案件2件を、一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、追加日程1、議案第49号と、追加日程2、議案第50号の2件を一括議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎採 決（午後1時45分）

○議長（平田勝章君） この2議案は、それぞれ人事案件ですので、質疑・討論を省略し、採決に入ります。

最初に、議案第49号「生坂村固定資産評価審査委員会委員の選任について」を、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第49号は、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第50号「生坂村教育委員の任命について」を、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第30号、失礼しました。議案第50号原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎追加日程3・発議第2号、追加日程4・発議第3号（午後1時46分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。追加日程3、発議第2号「義務教育費国庫負担

制度の堅持を求める意見書の提出について」と、追加日程4、発議第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」の2件を、一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、追加日程3 発議第2号、追加日程4 発議第3号の2件を一括議題とします。提出議員の朗読説明を求めます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1番（望月典子君） それでは朗読します。

〔1番 望月議員 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論 （午後1時54分）

○議長（平田勝章君） 質疑・討論に入ります。追加日程3、発議第2号と、追加日程4、発議第3号の、2議案について、質疑・討論のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） 反対討論はありませんか。

○議長（平田勝章君） 無ければ討論を終結いたします。

◎採 決 （午後1時54分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。追加日程3、発議第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、発議第2号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程4、発議第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、発議第3号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎追加日程 5・議員派遣の件（午後 1 時 55 分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程 5、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、議会会議規則第 127 条第 2 項の規定によって、お手元に配付してあります議案書のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、議員派遣の件は議案書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎継続審査の申出（午後 1 時 55 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 4、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

○議長（平田勝章君） お手元に配付してあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査、及び調査の申し出がありました。議会会議規則第 74 条の規定により、これを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、議会運営委員長 太田議員、総務建経常任委員長 宇引議員、社会文教常任委員長 望月議員から申し出のありました閉会中の継続審査及び調査を、許可することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 以上で、本定例会に付された議事日程は、すべて終了いたしました。

○議長（平田勝章君） ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和 2 年第 2 回生坂村議会 6 月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

10 日から 8 日間の会期の 6 月定例会でございましたが、提案しました議案を原案のとおりご採択いただき、誠にありがとうございました。

さて、今定例会は新型コロナウイルス感染症に関連した事案に対しまして、議員各位より常任委員会、一般質問でご提言・ご指導を頂戴しました。それらに対しまして答弁させていただいた内容に沿って、それぞれの部署が対応してまいります。さらに新しい生活様式での村政運営、村民の皆さんの安全・安心な生活の確保など、課長会議、知恵の委員会で協議することは勿論ですが、議会や区長会、そして各種委員会等の皆さんとご一緒に検討協議をお願いしなければと考

えております。

「生坂村絆づくり支援金」は、当初予算で200万円をお認めいただき、今月30日が申請の締め切りとなっております。担当に聞きましたところ、現時点で4件ほど申請される状況とのことでありますので、村民の皆さんと行政と一緒に協働による地域づくりを推進するため、また地域の活性化のために、議員各位からも各地区で協働による取組を進めるために、ご指導いただきますようお願いいたします。申請につきましては、地区担当職員がお手伝いをしますので、多くの申請を期待するところでございます。

「地域発 元気づくり支援金」を活用しての事業は、今年度中に事業を完了しなければなりません。今定例会で関係予算をお認めいただきましたので、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して、それぞれの事業に取りかかることになりました。

そして、今年度も両支援金を活用して、それぞれに素晴らしい協働事業を行っていただきますので、実施される皆さんが協力し合って元気を出して活動をしていただき、村内外に小さくとも活力のある生坂村を発信していただければとお願いをする次第でございます。

村民の皆さんの英知を結集して、生坂村の未来に明るい希望や夢が広がるために、議員各位にも「いくさか村づくり計画」「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を常に念頭においていただき、建設的なご意見、ご提言を頂戴しながら、検討協議をお願いし、村民の皆さんとの協働による村づくりの継続により、村政運営を進めてまいりたい所存でございます。

議員各位には、引き続きご健勝にてご指導、ご鞭撻を賜ります様お願い申し上げ、閉会に当たりますの御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎閉 会 （午後2時00分）

○議長（平田勝章君） 本定例会の会議に付された事件につきまして、慎重審議をいただき終了しました。深く感謝いたします。これで、本日の会議を閉じます。令和2年第2回、生坂村議会定例会を閉会します。

なお、この後議会全員協議会を開催いたしますので、第3会議室にお集まりください。
起立。礼。ご苦労様でした。

